

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 7 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 7 条第 1 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、町長の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為</p> <p>(2) ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造</p> <p>(3) のり切、切土、掘さく又は盛土</p> <p>(4) 立木竹の伐採</p> <p>(5) 木竹の滑下又は地引による搬出</p> <p>(6) 土石の採取又は集積</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 82 第 1 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日